



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 7 月 26 日 (月曜日) 第 224 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…… (管理課) 1
- 道路の区域の変更 (5 件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2 件) …………… ( “ ) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 3

頁

### 公 告

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) …………… (砂防課) 3
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援法人の指定… (建築住宅課) 4
- 登録販売者試験の実施…………… (医療薬務課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可 (4 件) …………… (農村整備課) 4
- 公共測量の実施の通知 (2 件) …………… (管理課) 4
- 入札公告…………… 4

## 告 示

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 3 年 7 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 545号

#### 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款 (平成 8 年宮崎県告示第 515号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(下請負人の通知等)</p> <p>第 7 条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定したときは、直ちに、発注者に対して当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の下請負人を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>(下請負人の社会保険等加入義務等)</p> <p>第 7 条の 3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。) を下請契約 (受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。) の相手方としてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>(下請負人の選定)</p> <p>第 7 条 受注者は、工事の一部を下請負人 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 5 項に規定する下請負人をいう。以下同じ。) に請け負わせるときは、宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から当該下請負人を選定するよう努めなければならない。</p> <p>(下請負人の社会保険等加入義務等)</p> <p>第 7 条の 3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者 (建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。) を下請契約 (受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。) の相手方としてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> |

### 附 則

この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

### 宮崎県告示第 546号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 26 日から同年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区 間                               | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル)  | 延 長 (メートル) |
|------|-------|------|-----------------------------------|------|---------------|------------|
|      | 国道    | 219号 | 西都市大字<br>中尾字小崎<br>171番1地<br>先から同市 | 旧    | 16.3～<br>36.2 | 24.6       |
|      |       |      |                                   | 新    | 16.3～         | 24.6       |

|  |  |  |                        |  |      |  |
|--|--|--|------------------------|--|------|--|
|  |  |  | 同大字同字<br>171番1地<br>先まで |  | 67.6 |  |
|--|--|--|------------------------|--|------|--|

**宮崎県告示第 547号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 26 日から同年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間  | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|------|--|----------|----------------------|---------------|
|          | 国道         | 223号 | 都城市吉之<br>元町霧島国<br>有林 253林<br>班の 4 小班<br>から同市同<br>町霧島国有<br>林 236林班<br>は小班まで | 旧        | 5.6～<br>8.0          | 297.9         |
|          |            |      |  | 新        | 5.6～<br>8.0          | 297.9         |
|          |            |      |  |          | 8.0～<br>22.8         | 260.0         |

**宮崎県告示第 548号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 26 日から同年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間  | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|------|--|----------|----------------------|---------------|
|          | 国道         | 503号 | 東臼杵郡諸<br>塚村大字七<br>ツ山字尾平<br>2547番14地<br>先から同郡<br>同村同大字<br>同字2547番<br>49地先まで | 旧        | 33.2～<br>45.5        | 43.3          |
|          |            |      |  | 新        | 33.2～<br>50.2        | 43.3          |

**宮崎県告示第 549号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 26 日から同年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間   | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|-----------|---|----------|----------------------|---------------|
| 44       | 県道         | 宮崎高<br>鍋線 | 児湯郡高鍋<br>町大字南高<br>鍋字塩田 4<br>47番1地先<br>から同郡同<br>町同大字同<br>字 452番1<br>地先まで | 旧        | 20.2～<br>21.6        | 50.9          |
|          |            |           |   | 新        | 15.8～<br>21.6        | 50.9          |

**宮崎県告示第 550号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 26 日から同年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間  | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|-----------|--|----------|----------------------|---------------|
| 207      | 県道         | 岩戸延<br>岡線 | 延岡市大野<br>町 794番3<br>地先から同<br>市同町 770<br>番5地先ま<br>で | 旧        | 8.6～<br>19.7         | 159.2         |
|          |            |           |  | 新        | 10.3～<br>28.4        | 163.4         |

**宮崎県告示第 551号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 7 月 26 日から同年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間  | 供用開始の期日         |
|----------|------------|------|--|-----------------|
|          | 国道         | 223号 | 都城市吉之<br>元町霧島国<br>有林 253林<br>班の 4 小班<br>から同市同<br>町霧島国有<br>林 236林班<br>は小班まで | 令和 3 年 7 月 27 日 |

## 宮崎県告示第 552号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年7月26日から同年8月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区 間   | 供用開始の期日   |
|------|-------|------|---|-----------|
|      | 国道    | 503号 | 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾平2547番13地先から同郡同村同大字大迫ノ尾羽根2392番1地先まで | 令和3年7月26日 |

## 宮崎県告示第 553号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年7月26日から同年8月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名  | 占用を制限する区域                    |
|-------|------|------------------------------|
| 国道    | 269号 | 都城市今町9033番3地先から同市同町9537番地先まで |

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和3年8月10日

## 宮崎県告示第 554号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 永道浜4-1地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

| 標柱番号 | 標 柱 の 存 す る 土 地      |
|------|----------------------|
| 1    | 日南市大堂津一丁目3610番1地先水路敷 |
| 2    | “ “ 大字下北方字山伏上3870番1  |
| 3    | “ “ “ “ 3867番        |
| 4    | “ “ “ “ 字風之窪3885番    |
| 5    | “ “ “ “ 字雁股3922番     |
| 6    | “ “ “ “ “ “ 3921番2   |
| 7    | “ “ 大堂津一丁目3632番1     |
| 8    | “ “ “ “ 3667番1       |

## 宮崎県告示第 555号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 今別府-1地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱27号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱27号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

| 標柱番号 | 標 柱 の 存 す る 土 地                 |
|------|---------------------------------|
| 1    | 児湯郡新富町大字三納代字比良2150番             |
| 2    | “ “ “ “ 大字日置字下石川4669番           |
| 3    | “ “ “ “ “ “ 4653番1              |
| 4    | “ “ “ “ “ “ 大字三納代字比良2154番3      |
| 5    | “ “ “ “ “ “ “ “ 2160番8          |
| 6    | “ “ “ “ “ “ “ “ 字鏡2163番2        |
| 7    | “ “ “ “ “ “ “ “ 2173番1          |
| 8    | “ “ “ “ “ “ “ “ 2180番1          |
| 9    | “ “ “ “ “ “ “ “ 大字日置字今別府1626番18 |
| 10   | “ “ “ “ “ “ “ “ 1626番18         |
| 11   | “ “ “ “ “ “ “ “ 1626番85         |
| 12   | “ “ “ “ “ “ “ “ 1626番22         |
| 13   | “ “ “ “ “ “ “ “ 1626番2          |
| 14   | “ “ “ “ “ “ “ “ 1626番2          |
| 15   | “ “ “ “ “ “ “ “ 字塩治1583番        |
| 16   | “ “ “ “ “ “ “ “ 大字三納代字鏡2185番3   |
| 17   | “ “ “ “ “ “ “ “ 2183番2          |
| 18   | “ “ “ “ “ “ “ “ 2175番           |
| 19   | “ “ “ “ “ “ “ “ 2170番1          |
| 20   | “ “ “ “ “ “ “ “ 2168番1          |
| 21   | “ “ “ “ “ “ “ “ 2165番11地先水路敷    |
| 22   | “ “ “ “ “ “ “ “ 字石川1949番1地先水路敷  |
| 23   | “ “ “ “ “ “ “ “ 1966番1地先道路敷     |
| 24   | “ “ “ “ “ “ “ “ 1956番           |
| 25   | “ “ “ “ “ “ “ “ 字比良2160番4       |

|    |   |   |   |           |
|----|---|---|---|-----------|
| 26 | 〃 | 〃 | 〃 | 字石川1960番1 |
| 27 | 〃 | 〃 | 〃 | 字比良2137番1 |

宮崎県告示第 556号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
株式会社ミライズ  
宮崎市中村東2丁目3番14号ミライズビル 102号
- 支援業務を行う事務所の所在地  
宮崎市中村東2丁目3番14号ミライズビル 103号

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 試験の日時  
令和3年12月12日（日曜日）午前10時30分から午後4時まで
- 試験の場所  
受験者ごとに次の(1)又は(2)のいずれかに指定する。  
(1) 宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県庁  
(2) 宮崎市霧島1丁目1番地1  
JA・AZMホール  
※試験会場は変更になる場合がある。
- 受験願書の提出方法及び受付期間  
(1) 提出方法  
最寄りの県保健所への持参によること。ただし、県外に居住し、かつ、県内に勤務場所を有しない者には、郵送によることができる。  
(2) 受付期間  
令和3年8月23日（月曜日）から9月3日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、郵送の場合は、書留によるものとし、9月3日付けの消印のあるものまでを有効とする。
- 受験願書及び宮崎県登録販売者試験実施要領の配布場所  
県保健所（宮崎県ホームページからもダウンロードできる。）
- その他  
(1) 試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた上で実施する。  
(2) 感染拡大防止の観点から、宮崎県内に在住、在勤又は在学している者以外の者は、原則として本県への受験申請を控え、居住地の都道府県知事が行う試験へ受験を申請すること。  
(3) 申請に当たっては、必ず「宮崎県登録販売者試験実施要領」を確認すること。  
(4) 詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）から令和3年5月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、木脇土地改良区（国富町）から令和3年5月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）から令和3年5月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）から令和3年5月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県高鍋土木事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）
- 作業地域  
児湯郡新富町大字新田外
- 作業期間  
令和3年6月10日から令和3年7月29日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 作業の種類  
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 作業地域  
西都市、児湯郡新富町
- 作業期間  
令和3年7月1日から令和3年9月10日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月26日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 調理実習台一式 42セット
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月22日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
    - ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者であること。
    - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
    - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
  - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年8月30日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

  - (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
  - (2) 申請書類の受付期間 令和3年7月26日から令和3年8月6日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
  - (2) 期間 令和3年7月26日から令和3年9月6日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
  - (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
  - (2) 交付期間 令和3年7月26日から令和3年8月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
  - (2) 提出期限 令和3年9月6日午前10時(送付にあっては、令和3年9月3日午後5時必着)
  - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
  - (2) 日時 令和3年9月6日午前10時
- 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of goods and/or services required :  
Cooking practice counters with built-in sink, cooker and storage - 42 Pcs.
  - (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 6 September, 2021
  - (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1 , Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|